



重要事項説明書

令和7年4月1日

令和7年11月1日(改訂)



社会福祉法人和幸園
蛭貝保育園

1. 保育園の概要

設置者	社会福祉法人 和幸園					
種別	保育所					
保育園の名称	蛸貝保育園					
所在地	青森市青柳1丁目8-28					
電話番号 F A X	電話 017-735-2567 FAX 017-735-2570					
ホームページ	http://www.wakouen.or.jp					
管理者氏名	園長 斎藤みゆき					
開設年月日	令和4年4月1日					
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員 (年齢別)	2号認定	-	-	-	8名	16名
	3号認定	3名	13名		-	-

2. 職員の配置状況

職種	員数	備考
園長	1人	園務管理
副園長	1人	園長の補佐、命を受けて園務の一部整理並びに園児の保育
主任保育士	1人	園長の補佐、命を受けて園務の一部整理並びに園児の保育
保育士	8人	園児の保育
看護師	1人	病児一時保育担当乳幼児の健康管理と保育園全般の衛生管理
管理栄養士・調理員	1人・2人	こどもの発達に応じた献立作成や調理業務
用務員(子育て支援員)・子育て補助員	1人	保育補助・園の庶務・調理員業務

3. 保育を提供する曜日・時間・休園日等

開所している時間：7時00分～20時00分

開所している時間：7時00分～18時00分（土曜日）

曜 日	月曜日～土曜日
時 間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時00分～18時00分(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 9時00分～17時00分(8時間)
休 園 日	日曜・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

4. 利用者負担その他の費用等

当園においては、次の表に掲げる費用について、同表に掲げる額の支払いを保護者から受けるものとする。

	利 用 料 等		食 事 代
	一時預かり(一般型)	月曜日～金曜日(8～18時まで) 1時間200円 ※週3回/月12回まで利用可	
病児一時保育	月曜日～土曜日(8～18時まで) 完全予約制 1日1,200円 ※対象 生後2ヶ月～小学校3年生		
延長保育	月曜日～金曜日(18～20時まで) 1時間200円 補食あり ※19時以降は1時間400円		
給食食材費 (2号認定こども)	主食	月額 0円	毎月27日 ※(土日祝の場合は翌 営業日に振替)
	副食	月額4,800円	

※給食食材費に副食については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

5. 緊急時における対応

保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

また、園児の引渡しについては、原則として保護者又は保護者に代わる家族の方に直接行いますが、災害等発生時には、状況に応じてあらかじめ指定した方法により行います。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って対応しますので、あらかじめ御了承願います。

東日本大震災の教訓から、保護者の方には、携帯メール連絡網システムにご登録いただき、緊急連絡時に使用します。また、緊急時に円滑活用するために、日常の連絡にも同システムを利用しシステム習熟を図ります。

警察、消防、行政機関のみでなく警備保障会社と契約・連携し緊急時対応をいたします。(機械警備、独自の通報システム、訓練・対応指導等)

6. 利用の開始及び終了等に関する事項

(1)利用の開始

当園の利用については、青森市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

(2)転園又は退園

転園又は退園しようとする子どもの保護者は、所定の様式にて園長または青森市に願い出るものとする。

(3)利用の終了

本園は、次に掲げる場合に、保育の提供を終了するものとする。

- ① 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき。
- ② 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規
則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当しなくなったとき。
- ③ その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

7. 非常災害時の対策・防犯対策

避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回以上実施します。 年2回、警備会社、防災設備事業者と共同で総合防災訓練を実施。
-------	---

防 災 設 備	自動火災報知機、誘導等、ガス漏れ報知機、非常警報装置、非常用電源
防 犯 設 備	セコム防犯システムを導入

(避難場所)

避難場所	青森市立葭町小学校・橋本小学校・大野小学校
その他	和幸セントラルハウス

8. 賠償責任保険の加入状況

「全国社会福祉協議会」の「保育所・認定こども園の損害補償」に加入

9. 利用者との連絡について

東日本大震災の反省から、緊急時の連絡を目的に携帯メール連絡網システムを導入。このシステムの定期的運用と共に、ホームページ及びフェイスブック、ツイッター等のSNSとの併用で、複数の緊急連絡手段の確保を図る。

10. 個人情報の保護に対する基本方針

適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言する。

11. 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	受付担当者 解決責任者	藤田 園子 斎藤みゆき
第三者委員		電 話
		所 属
		電 話
		所 属

※本園では、上記の他、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

12. 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	嶋中内科循環器科
医 院 長 名	嶋中 義人
所 在 地	青森市青柳2丁目9-38
電 話 番 号	017-775-2111

② 歯科

医療機関の名称	オリーブこども歯科
医 院 長 名	秋谷 久美子
所 在 地	青森市安方2丁目3-16-2F
電 話 番 号	017-773-1861

13. その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用にあたっての詳細な留意事項等については、別添本園が作成する「入園のしおり」において定時するものとします。